

岩手県規則第6号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後									
別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）						別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）									
事務	条項	内容	専決権者				備考	事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長					副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]						[略]									
63 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	第8条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	[略]				[略]	63 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	第7条及び附則第3条第1項	報告の受理		○		○	[略]
			第8条第3項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	計画の認定	[略]	第8条第1項（附則第3条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）				是正命令等		○		○	
										第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第12条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）	指導及び助言		
第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）	指示		○			○							
			第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第13条第1項（附則第3条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）	報告の徴収又は立入検査		○		○					
第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第17条第1項（第18条第2項において準用する場合を含む。）				[略]									
			第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第17条第3項、第18条第1項、第22条第2項及び第25条第2項	認定		[略]							
第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第17条第4項（第18条第2項において準用する場合を含む。）				[略]									

